

Title	前号目次 奥付
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.2 (1929. 2)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290201-0156

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

前號（第二十三卷）目次

◎政治算術と經濟學

高橋誠一郎

◎英國に於ける勞働者階級の發生

野村兼太郎

◎ルドルフ・シュタムラーの經濟學

方法論

(社會的法的經濟學派研究 其二)

奥田 忠雄

◎サミュエル・ベエリイのリカード批判

永田 清

—價值の本質、尺度並に原因の問題に就いて—

◎土地收用請求權(一)

屬人法の標準に就て

跡部定次郎

—土地收用に於ける國家に対する起業者の地位—

渡邊宗太郎

ホルジヨウ工場に關する事件(二)

織田 萬

親族相續法改正要綱を評す(五・完)

中島 玉吉

初期武家法に於ける封建制度の性質(二)

牧 健

民事判例批評

井上直三郎

生命保険契約に於ける告知義務(竹田省)

不當利得返還請求權を否定する

判決の既判力(山田正三)——連帶債務の消滅とその復活

請負人の工事に關する債權の消滅時效(木川博)

法學論叢

昭和四年二月二日第十二卷第一號

土地收用請求權(一)	跡部定次郎
親族相續法改正要綱を評す(五・完)	中島 玉吉
初期武家法に於ける封建制度の性質(二)	牧 健
民事判例批評	井上直三郎
生命保険契約に於ける告知義務(竹田省)	不當利得返還請求權を否定する
判決の既判力(山田正三)——連帶債務の消滅とその復活	請負人の工事に關する債權の消滅時效(木川博)

發行所	東京芝三田 慶應義塾内	三田學會誌 轉載	編輯者 江田範保	半額年分金貳圓九拾錢
		卷三十二第 二號	編輯兼 江田範保	郵稅金壹圓五厘
		東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾內	東京市赤坂區新町五丁目四十二番地	
		發賣元 丸善株式會社三田出張所	印刷所 金子鐵五郎	
		東京市芝區三田貳丁目壹番地	電話高輪一九二六番	
		●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す		